

令和8年9月18日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 増井 国光

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 冷凍冷蔵庫の納入及びリサイクル回収(東京事務所)

※詳細については別紙仕様書及び契約条件書(売買)のとおり
- 2 納入期限 令和 8年11月 4日(水)
- 3 納入場所 東京都江東区東陽6-1-42
関東森林管理局 東京事務所
- 4 見積書等提出期限・場所
・期限 令和 8年10月 6日(火) 13時00分まで
・場所 関東森林管理局 経理課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類 (1)見積書
・消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付を記入してください。
・宛名は、「支出負担行為担当官 関東森林管理局長」としてください。
(2)下記8の資格を証明できる書類の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「冷凍冷蔵庫の納入及びリサイクル回収(東京事務所) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 契約条件等 別紙「契約条件書(売買)」のとおり
- 8 必要な資格等 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、関東・甲信越地域の競争参加資格「物品の販売」を有する者であること。
- 9 その他 (1)見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2)見積書を提出した場合は、「契約条件書(売買)」を承諾したものとみなします。
なお、本契約に係る契約書の作成は省略します。

(担当:東京事務所 連絡調整官)
(電話:03-3699-2512)

仕 様 書

冷凍冷蔵庫の納入及びリサイクル回収（東京事務所）

番号	物品名	例示品	納入先または 回収箇所	納入または 回収数量	単位	種別
		規格・品質				
1	冷凍冷蔵庫 （納入）	シャープ SJ-TD15R-B	関東森林管理局 東京事務所 （1階）	1	台	2
		定格内容積150～200L（冷蔵80～140L程度、 冷凍30～70L程度） 2ドア 左開き又は右開 き/左開き（付け替え） グリーン購入法適合 品 トップテーブル耐熱100℃ 搬入・設置込 み				
2	既設冷凍冷蔵庫の リサイクル回収		関東森林管理局 東京事務所 （1階）	1	台	-
		日本電気ホームエレクトロニクス（株） NR-E333 内容量171リットル以上				

- ※種別
- 1 規格・品質欄の規格品
 - 2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品
 - 3 規格・品質欄の例示品又は例示品と同様の品質・規格を満たす物品

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合は、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。